

公募公告（再公募）

国立医薬品食品衛生研究所庁舎の一部において、有償による使用許可を受け、自動販売機を設置運営する方を再度公募します。

平成28年2月24日

国立医薬品食品衛生研究所
所長 川西 徹

1. 公募に付する事項

(1) 件名

国立医薬品食品衛生研究所庁舎における飲料等自動販売機設置・運営業務

(2) 設置期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

ただし、必要に応じ平成29年度に神奈川県川崎市へ庁舎を移転するまで更新することができる。

(3) 設置場所

東京都世田谷区上用賀1-18-1 国立医薬品食品衛生研究所庁舎

2. 公募参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成25・26・27年度全省庁統一競争参加資格において「役務の提供等」のA、B、又はCの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) 良質な商品、または優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。

(4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

(7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

(8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

(9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

(10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

(11) 暴力団又は暴力団員及び上記2（6）から（11）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

(12) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、

国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。

(13) 公募説明書の交付を受けた者であること。

3. 公募説明書の交付、参加資格書類及び企画提案書の受領期限

(1) 公募説明書交付期間

平成28年2月24日から平成28年3月9日まで

(2) 公募説明書交付場所、企画提案書の提出先及び問い合わせ先

〒158-8501 東京都世田谷区上用賀1-18-1

国立医薬品食品衛生研究所 総務部総務課厚生係 担当：今井

連絡先 03-3700-1141 内線209

(3) 交付方法

本公告の日より上記3（2）の交付場所にて随時交付する。

ただし上記3（2）に連絡の上、担当者に訪問する日時を事前に伝えること。

(4) 企画提案書の提出期限

平成28年3月10日（木）12時

4. 選定方法

(1) 提出された企画提案書に基づき、書類選考による総合的な評価を行い、業者を決定する。

(2) 決定業者に辞退または失格があったときは、次点の者を候補者とする。

(3) 選考結果については、国立医薬品食品衛生研究所ホームページに公表するとともに、選定された候補者へ連絡をする。

5. その他

(1) 公募手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金 免除

(3) 応募の無効

この公告及び公募説明書に示した競争参加資格のない者の応募、選定業者に要求される事項を履行しなかった者の応募、その他公募の条件に違反した者の応募は無効とする。

公募に参加した者が、暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の応募を無効とする。

(5) 国有財産の使用許可

選定された者は、国立医薬品食品衛生研究所長に対して使用許可の申請を行い、業務に係る国有財産の使用許可を得るとともに、提案をした国有財産使用料を納入すること。

(6) 契約書の要否 要

(7) その他詳細は、公募説明書による。

以上